

法人の分割に係る不動産取得税の非課税について

一定の要件を満たす、「法人の分割による不動産の取得」については、形式的な所有権の移転等として不動産取得税が非課税となります。非課税となるための要件は、以下のとおりです。

1 要件

- (1) 下記に該当する分割型分割又は分社型分割であること。
 - ① 分割型分割（法人税法第2条第12号の9に規定するもの）
次のア及びイのいずれにも該当すること。
ア 分割法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産が交付されないこと。
イ 交付される株式が所有する分割法人の株式の割合に応じて交付されること。
 - ② 分社型分割（法人税法第2条第12号の10に規定するもの）
ア 分割法人に分割交付金が交付されないこと。
- (2) 以下の3点全てに該当すること。
 - ① 分割事業に係る主要な資産及び負債が、分割承継法人に移転していること。
 - ② 分割事業が、分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。
 - ③ 分割事業に係る従業員の80%以上が、分割承継法人の業務に従事することが見込まれていること。

2 必要書類

形式的な所有権の移転の確認のため、下記①～⑦の書類の提出をお願いします。

- ① 不動産取得税申告書
 - ② 吸収分割契約書（会社法第757条）又は、新設分割計画（会社法第762条）の写し
 - ③ 分割前後の貸借対照表（バランスシート）
 - ④ 定款
 - ⑤ 登記事項証明書（商業・法人登記簿）
 - ⑥ 株主総会議事録
 - ⑦ 分割事業に係る従業員の引継ぎ状況が確認できる書類
- ※②～⑤については、分割法人及び分割承継法人双方のものがが必要です。

3 お申出およびお問合せ先

| | |
|------------|-------------------------------------------|
| お申出先、お問合せ先 | 富山県総合県税事務所 課税第二課 |
| 電話番号 | 076-444-4505 076-444-4629 |
| 郵便番号 | 930-8548 |
| 所在地 | 富山市舟橋北町1-1-1（富山総合庁舎1階） |
| 窓口取扱時間 | 月曜日から金曜日の8:30～17:15 （ただし、祝日及び年末年始を除く。） |

（令和8年7月現在）